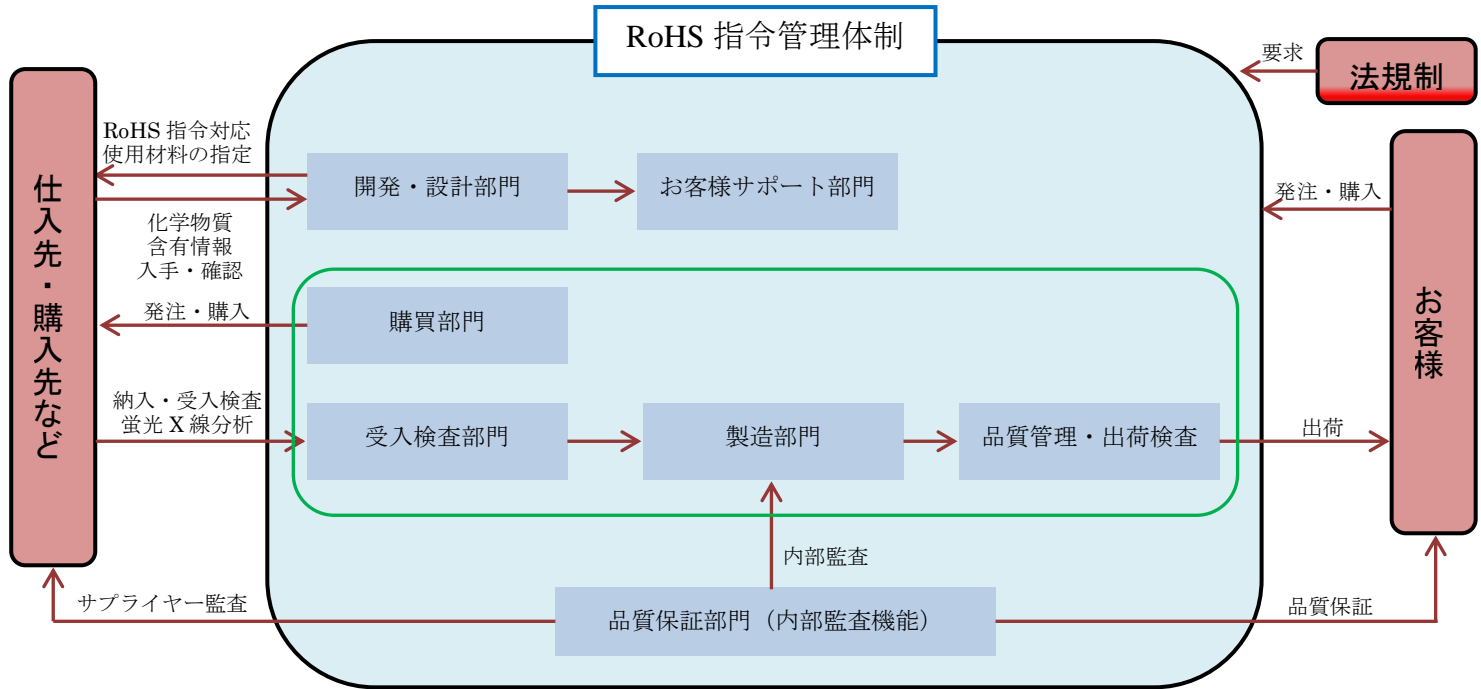


RoHS 指令管理体制

サトーパーツ株式会社は下記の管理体制により

弊社商品は RoHS 指令（Directive 2011/65/EU）の禁止 6 物質、閾値及び除外項目に対応しております。



RoHS 指令の禁止 6 物質と閾値は表の通りです。（適用除外項目を除き）

化学物質名	カドミウム (Cd)	鉛 (Pb)	水銀 (Hg)	六価クロム (Cr6+)	ポリブロモビフェニル (PBB)	ポリブロモジフェニルエーテル (PBDE)
閾値	100ppm	1000ppm	1000ppm	1000ppm	1000ppm	1000ppm

RoHS 指令禁止物質の管理方法

- 1、使用部品の原材料について原材料メーカーの RoHS 指令対応状況を確認し、RoHS 指令品のみを採用しております。
- 2、各工場に蛍光 X 線分析器を設置して、受入検査時に簡易分析を実施し「RoHS 指令の禁止 6 物質」の含有状況を確認しております。
- 3、適合の判定は、RoHS 指令に基づく閾値以下で判定を行っております。（適用除外項目を除き）



(株)日立ハイテクサイエンス
SEA-1000A : 2 台



(株)島津製作所
EDX-720 : 2 台

環境負荷物質について

■環境負荷物質調査について

- 1、サトーパーツにおいて生産している商品を対象とし、使用部品の材料について環境調査を実施しております。
- 2、調査の内容は、アーティクルマネジメント推進協議会（以後通称：JAMP）から提供されている資料を基に実施しております。
- 3、調査の頻度は、新商品および商品の仕様変更等を除き、原則的に1回／年実施しております。

■環境負荷物質報告書について

- 1、サトーパーツ商品の環境負荷物質報告書を、**JAMP AIS**を「**xml ファイル**」にてご提供いたします。
- 2、提供方法は、弊社ホームページの各商品ページよりダウンロードできますのでご利用ください。
- 3、環境負荷物質報告書の更新頻度は、新商品および商品の仕様変更等を除き、原則的に1回／年実施しております。
- 4、下記①~③が必要なお客様は、お取引いただいております商社様を通じて、弊社営業担当へお問い合わせください。
 - ①特注品、受注対応品での環境負荷物質報告書
 - ②**欧州 RoHS 指令に関する報告書**
 - ③弊社書式以外の環境負荷物質報告書（内容によって有償の場合がございますので別途ご相談ください）

■サトーパーツ環境方針について

「サトーパーツ環境方針」

【 基本理念 】

当社は電気部品の製造・販売を通じて「地球環境保全を、人類のもっとも重要な課題の一つである」と認識し、地球環境保全を企業としての社会的責任と位置付け、環境破壊問題に対し継続的に改善を図って行きます。

また、地球環境に対して全従業員の環境意識を高め、行動の促進を図るとともに、環境に配慮した企業活動を推進します。

【 行動指針 】

- ・当社に適用される環境関連法規・条例、当社が適用可能な顧客要求事項および当社が同意するその他の要求事項を遵守し環境の汚染防止を実施します。
- ・事業活動を通じ、省資源、廃棄物・環境負荷物質の削減、排水の水質改善および維持管理を行い環境の維持・向上に努めます。
- ・この環境方針に沿って環境目的・目標を設定し、環境に関する教育や啓蒙活動に努めます。
- ・事業所周辺の美化に取り組み、地域の美化活動に協力します。